

人事院会議議事録

会議日

令和7年3月27日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
西職員福祉課長

議題

人事院規則19-0（職員の育児休業等）等の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則19-0（職員の育児休業等）等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 19—0（職員の育児休業等）等の一部改正について

令和7年3月27日
官 房 部 局
職 員 福 祉 局
給 与 局

令和6年の意見の申出に基づく国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第79号）により改正された育児時間制度及び令和6年の公務員人事管理に関する報告で表明した育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境整備に係る措置を実施できるよう、以下のとおり関係する人事院規則及び人事院公示の改正を行うこととしたい。

【人事院規則】

I 育児時間の形態の多様化等関係

1 人事院規則 19—0（職員の育児休業等）等の一部改正（人事院規則 19—0—17）

(1) 育児時間の承認単位

育児休業法第26条第2項第2号に掲げる範囲内（年10日相当の範囲内）で請求する育児時間（第2号育児時間）は原則1時間を単位として承認できることとする。ただし、1日の勤務時間の全て又は育児時間の残時間数の全てについての承認の請求があった場合は、1時間未満の端数についても承認できることとする。

【人事院規則 19—0 第29条の2】

(2) 育児時間の形態を選択する期間

育児休業法第26条第2項の人事院規則で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

【人事院規則 19—0 第29条の3】

(3) 第2号育児時間の請求可能時間数

常勤職員の育児休業法第26条第2項第2号の「1年につき人事院規則で定める時間」は1年間に10日相当の範囲内とすることとし、具体的には、常勤職員は77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とする。

【人事院規則 19—0 第29条の4】

(4) 育児時間の形態の変更が可能な「特別の事情」

育児休業法第26条第3項の人事院規則で定める特別の事情は、当初の育児時間の形態選択時に予測できなかった事情がその後に生じたことにより、育児時間の形態の変更を行わなければ子の養育に著しい支障が生じると各省各庁の長が認める事情とする。

また、各省各庁の長は特別の事情の有無を判断するにあたって必要があると認めるときは、職員に対して証明書類の提出を求めることができることとする。

【人事院規則19—0第29条の5】

- (5) 育児時間簿による育児時間の形態の申出、申出の内容の変更、承認の請求
第2号育児時間の新設に伴い、育児時間の形態の申出、形態の変更、承認の請求は育児時間簿で行うこととする。

【人事院規則19—0第30条】

- (6) 育児時間の取消事由の整備

第2号育児時間の新設に伴い、育児時間の形態変更を育児時間の取消事由とするとともに、育児時間の取消事由の整備を行う。

【人事院規則19—0第31条】

- (7) 令和7年度における第2号育児時間の請求可能時間数に関する経過措置

改正規則は令和7年10月1日に施行され、令和7年度における第2号育児時間の請求可能期間は平年の半分の6月となる。このため、同年度における第2号育児時間を請求可能な時間を、平年の半分の5日相当の時間とする経過措置を設ける。

【改正附則第2条】

- (8) 育児短時間勤務に係る人事異動通知書交付の簡素化

勤務形態の変更等のために育児短時間勤務を取り消し、再承認する場合等において、取り消した育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認期間の末日が取消前と再承認後で同一である場合は、その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができることとする。

【人事院規則19—0第24条】

- (9) 第1号育児時間・介護休暇及び介護時間の取得時間帯の制限の廃止

育児休業法第26条第2項第1号に掲げる範囲内（1日2時間の範囲内）で請求する育児時間（第1号育児時間）、介護休暇及び介護時間について、勤務時間の始め又は終わりを問わず承認することを可能とする。

【人事院規則19—0第29条並びに人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第23条の2第2項及び第23条の3第2項】

(10) その他必要な規定の整理及び規則1—79の改正

(1)~(9)までの規定の改正のほか、人事院規則19—0及び人事院規則1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）について所要の規定の改正を行う。

2 人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部改正（人事院規則1—34—12）

1の規定の改正を踏まえ、育児時間の請求、承認、形態変更に関係する人事管理文書の保存期間及び保存期間満了時の措置を整備する。

【人事院規則1—34別表の12の表】

3 人事院規則9—24（通勤手当）の一部改正（人事院規則9—24—22）

第2号育児時間（1日の勤務時間の全部について勤務しないものに限る）について、通勤手当における支給単位期間の特例（事由に応じて支給単位期間を設定できる特例）を適用できる事由として規定する。

【人事院規則9—24第19条第2項第2号】

II 育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備関係

1 人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の一部改正（人事院規則10—1—10）

(1) 妊娠・出産等の旨を申し出た職員に対する情報提供、意向確認等

職員又は配偶者の妊娠・出産等の旨を申し出た職員に対しては、育児休業制度等の意向確認等（※）と併せて以下の措置を講ずることを各省各庁の長の責務とする。

(ア) 仕事と育児の両立に資する制度又は措置等に関する情報（制度等の内容、請求先など）の提供

(イ) 仕事と育児の両立に資する制度又は措置の請求等に関する職員の意向確認

(ウ) 申出に係る子の心身の状況又は申出をした職員の家庭の状況に起因して子の出生後に発生し又は発生することが予想される職業生活と家庭生活等の両立の支障となる事情の改善に資する事項（始業又は終業の時刻、勤務の場所等）に関する意向確認

(エ) (ウ)で確認した事項に関する意向への配慮

※ 人事院規則19—0第32条第1項にて、妊娠・出産等の申出をした職員に対して育児休業制度等に関する情報提供及び意向確認を行うことが各省各庁の長の責務として規定されている。

【人事院規則10—11第14条第1項及び第3項】

(2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する情報提供、意向確認等
3歳に満たない子を養育する職員に対し、人事院が定める期間内に以下の措置を講ずることを各省各庁の長の責務とする。

(ア) 仕事と育児の両立に資する制度又は措置（※）等に関する情報（制度等の内容、請求先など）の提供

※ 子が3歳未満の場合に利用できる制度（配偶者出産休暇、育児参加休暇等）を除く。

(イ) 仕事と育児の両立に資する制度又は措置の請求等に関する職員の意向確認

(ウ) 職員の3歳に満たない子の心身の状況又は職員の家庭の状況に起因して子の出生後に発生し又は発生することが予想される職業生活と家庭生活等の両立の支障となる事情の改善に資する事項（始業又は終業の時刻、勤務の場所等）に関する意向確認

(エ) (ウ)で確認した事項に関する意向への配慮

【人事院規則10—11第14条第2項及び第3項】

(3) (2)に関する経過措置

(2)に係る事務の円滑な遂行のため、各省各庁の長は、(2)の措置を施行日前においても講ずることができることとする。

【改正附則第2項】

(4) その他必要な規定の整理

(1)～(3)の規定の改正を踏まえ、人事院規則10—11について、所要の規定の整理を行う。

【人事院公示】

2 令和7年人事院公示第●号の制定

上記1の改正に伴い、人事院の権限及び所掌事務の一部委任について定めた人事院公示（平成10年人事院公示第16号）に関し、所要の改正を行う人事院公示を制定する。

【公布日・施行日】

令和7年4月25日公布・公示

同年10月1日（II1(3)については公布日）施行・効力発生

以 上